

震災復興事業の推進体制等について

1. 概要

本市震災復興事業の進捗等に伴う組織機構の再整理として、平成 30 年 4 月 1 日の実施に向けて推進体制の変更を検討しています。

震災復興推進局の廃止	震災復興推進局を廃止して、復興推進課を建設部に設置する。
------------	------------------------------

なお、その他の変更として、以下の組織体制の整理を検討しています。

- ・インターハイ終了に伴う生涯学習課インターハイ推進室の廃止
- ・係体制の見直しとして、税務課市民税係を市民税係と諸税係に分割

2. 復興推進課の今後の推進体制

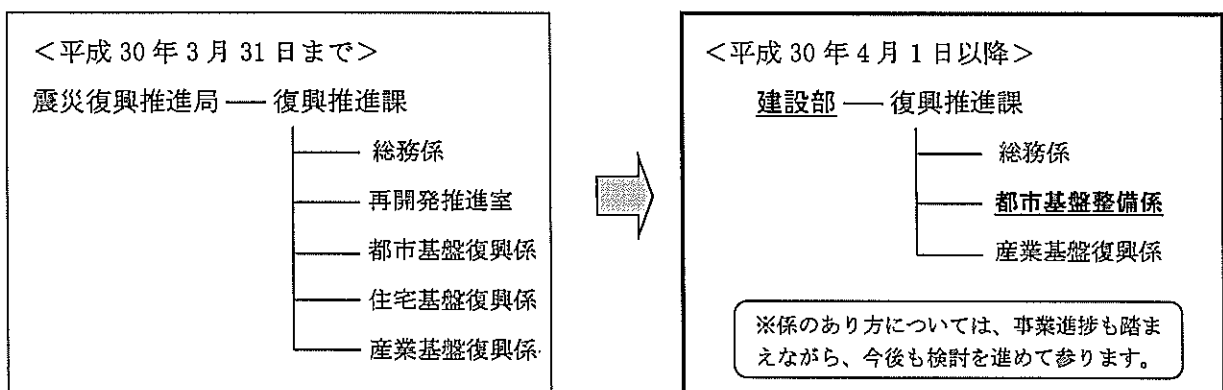
(1) 係体制について

復興推進課の各係について、下記の通り検討しています。(4 係 1 室→3 係)

【平成 30 年 4 月 1 日以降】

- ①総務係：復興事業に係る精算業務及び用地買収業務等が見込まれることから、引き続き設置。
- ②都市基盤整備係（仮称）：業務縮小により、再開発推進室と都市基盤復興係を統合。
- ③産業基盤復興係：浦戸地区における復旧・復興事業の推進のため、引き続き設置。

※住宅基盤復興係については、災害公営住宅整備事業が終了を迎えつつあることから、係を廃止します。
（残業務については、定住促進課及び土木課へ引継ぎ）



(2) 派遣支援職員の体制について

震災復興事業の進捗状況と組織機構の見直しに伴い、現在、地方自治法に基づき各市町村から職員を派遣していただいている対口支援については、平成 29 年度をもって基本的に終了します。
（なお、復興庁及び各県からの派遣支援職員は継続します。）

3. 今後の予定

平成 29 年 12 月	12 月定例会に関係議案を提案
平成 30 年 3 月	市民等への周知（広報・ホームページ等）
4 月	新体制スタート